

(2) 学園（法人）の運営計画

I. はじめに

2025-2026 年度学園目標・聖句

学園目標：「愛と感謝に生きる」

学園聖句：キリストの平和があなたがたの心を支配するようにしなさい。

コロサイの信徒への手紙 3 章 15 節

2025 年は敗戦後 80 年の年にあたります。北星学園は戦後 50 年の年である 1995 年に「北星学園平和宣言」を表明し、「新しい時代の平和をつくる学園」として歩んできたところです。

各学校においてこれまで平和教育を行ってきましたが、この戦後 80 年という年を契機に、平和教育の共有・連携を進めていきたいと考えています。また、2025 年 6 月にはキリスト学校教育同盟の定時総会が大



学校法人北星学園
理事長 古川 敬康
FURUKAWA, Takayasu

学を会場として開催されます。「新たな時代におけるキリスト教学校の使命と連帯ーいのちの輝きと平和を求めてー」を主題として、北星学園がこれまで展開してきた平和教育について、広くお伝えする予定です。

本年度は、大学で設置構想中の新学部「総合情報学部（仮称）」（2027 年度開設予定）への対応、札幌聖心女子学院跡地の利活用の検討、中等教育部門への通信教育課程の設置検討など、課題は山積していますが、時機を逸することなく検討を進めてまいります。

教育界が直面している厳しい現状を受けとめつつ、スミス先生の残された「学校の教育原理」を想起し、平和実現の教育の継続のために安定的な学園運営目指し、全教職員が一丸となって、日々たゆまずグランドデザインを大枠とする計画を大胆に実施していきます。

Ⅱ. 重点施策

(1)	健全な財政基盤の確立を目指し、直面する収支悪化の改善と収入の多様化等に取り組む。
(2)	大学のリブランディング計画を着実に推進し、新学部設置後の運営体制整備に取り組む。
(3)	中等教育部門の今後のあり方について、現状とこれまでの議論を踏まえ検討し、具体的な取組みを進める。

Ⅲ. キリスト教に基づく教育を行っていくための取組み

1. 建学の精神・ミッション

(1)	「北星学園キリスト教センター規程」に沿って、学園におけるキリスト教教育の推進を図ります。学園の建学の精神の基本理念に従い、これを具現化するための活動を総合的に企画立案し、各学校の実践を総括します。2025年度の具体的な活動は以下の通りです。 (1)「学園キリスト教センター研究会」の開催 (2)「学園内入学者の集い」の実施 (3) 定期刊行物 ①『北星教育(第17号)』の発刊 ②小冊子『北星学園とキリスト教』及び『Shine like stars in a dark world』の増刷・配付 (4) 学園・北海道を中心としたキリスト教関係資料の収集、整理、保管 (5) 学外団体との連携・交流 ①キリスト教学校教育同盟 ②学園関係教会や地域教会等 なお、建学の精神・ミッションに基づく「キリスト教教育の浸透度」の数値化に関するアンケートの実施・調査結果の活用については、継続的に検討しつつ、大学・中高において、適切な時期に取り組むこととします。
-----	---

2. 総合学園としてのキリスト教教育

(2)	上述の活動及びそのための組織体制の適切性については、本委員会はもとより、宗教主任会議や各校の関係部署等と積極的な意見交換を行うとともに、学生・教職員及び学外団体からのアンケートの実施や日常的な連携・情報共有等を図り、その結果に基づき改善・向上に向けた取組みを行うこととします。
-----	--

Ⅳ. グローバルなブランドイメージの高揚を目指す取組み

1. 国際教育・言語教育

(1)	学園内高大連携懇談会を実施し、各校の国際理解教育や言語教育の発展につながる支援ニーズを把握し、必要に応じて施策立案の検討に着手します。
-----	---

2. 国際交流プログラム

(2)	学園内高大連携懇談会を実施し、各校の国際交流プログラムの発展につながる支援ニーズを把握し、大学で実施するプログラムを共有する他、必要に応じて施策立案の検討に着手します。
-----	--

3. 派遣（受入）留学体制、派遣留学、受入留学

(3)	学園内高大連携懇談会を実施し、各校の派遣受入留学の発展につながる支援ニーズを把握し、必要に応じて施策立案の検討に着手します（派遣受入留学にかかる公的支援等外部のリソースの活用支援含む）
-----	--

V. 総合学園として“選ばれ続ける”学校法人を目指す取組み

1. 高大接続

(1)	学園内高大連携に力を入れている他校の事例を含めて、学園内進学希望者向けの科目等履修による単位取得制度の導入の可能性について整理します。
(2)	女子中高の「Core コース高大連携授業」については、事前・事後アンケートにより効果を測定しつつ、事業の目的の達成状況、学園内進学に繋がっているか等を分析します。そのうえで、中長期的な視点で事業の今後のあり方について、女子高と大学で検討します。
(3)	附属高校の「探究プログラム」については、昨年度から新たに始めた大学内での成果発表の方法について検証しつつ、より良いプログラムに向けた検討を附属高校と大学で検討します。
(4)	学園内進学者向けの支援メニューの拡充に向けて検討します。
(5)	学園内進学者に対する大学入学後のサポートとして、学園内進学者と高校教員との懇談会を継続して行います。
(6)	大学生による学修支援等のプログラム導入については、学園内高大連携懇談会でニーズを把握したうえで具体的な検討を進めます。附属高校の「英検アシスタントによる英検2次試験対策」は継続して行います。
(7)	合理的配慮の理解の促進、実践については、学園スクールソーシャルワーカー（SSW）の運用体制を確立するとともに、SSW導入後の効果検証を行います。
(8)	大学及び中等教育部門の平和教育についての相互理解を図る取組みや、大学の科目「平和学」に接続しうる高校での取組み（授業や課外学習など）を検討します。

2. 中等教育部門間連携

(9)	中等教育部門のニーズに応えた研修会を学園内教育連携委員会主催で実施します。
(10)	生徒会交流・学校祭等学校行事の相互訪問・参加など生徒レベルの交流のあり方を検討します。
(11)	P T A活動の相互交流と負担軽減に向けた取組の共有を行います。

3. 社会貢献

(12)	学園内高大連携懇談会を実施し、各校の社会連携・社会貢献活動の発展につながる支援ニーズを把握し、必要に応じて施策立案の検討に着手します。
------	---

4. 広報

(13)	学園合同で掲出している大通駅柱間広告についての、広報方針について検討します。
(14)	各学校とのSNS連携について、連携の方法及び体制、研修会の実施等について検討します。

VI. ガバナンス（経営体制）の強化に向けた取組み

1. 理事会等組織運営体制

(1)	大学の私立大学ガバナンス・コード<第2.0版>の適用に伴う、「学校法人北星学園ガバナンス・コード」の対応を検討します。
(2)	2027年度までに、各校規程の一部を学園規程集に集約するため各校規程の現状調査を行います。
(3)	2025年度に改正された私学法の趣旨に基づいた運営がなされているか点検・評価を行います。
(4)	各校チャプレン及び宗教主任の配置及び組織体制の現状を踏まえ、キリスト教教育の推進を図ることを目的とした組織体制の検討に着手します。

2. 働き方改革を含む人事・研修制度等

(5)	大学・短大教員における専門業務型裁量労働制の導入、中高教員における変形労働制導入について、2026年度から実施を目指し、働き方の検討を進めるとともに就業規則を再整備します。
(6)	教育職Ⅱ（中高教員）について、導入の是非も含め長期的な研修制度の導入の検討を開始します。
(7)	事務職員について、2025年度から2年間、試行実施することとした人事考課制度の、2027年度からの本格実施に向けて制度の精査を行います。

3. リスクマネジメント体制

(8)	内部統制システム整備の基本方針(2025年4月制定)に基づき、適切な運営が行われているかを点検し、その結果を踏まえた改善を随時図ります。
(9)	2025年度から開始する「公益通報制度」の外部委託状況を点検します。
(10)	学園としての危機管理マニュアルの作成に着手します。
(11)	災害時に他の学校法人等の機関と連携する枠組みについては、学園としての危機管理マニュアルの検討の中で包括的に取扱います。

4. 事務組織・人員配置

(12)	2026 年度に事務組織の体制強化を実施することと併せて適正配置について検討します。
------	--

5. 人事・研修

(13)	人事考課制度について 2025 年度から 2 年間、試行実施することとしたので、その中で一般職と課長職間の職階の配置について検討します。
(14)	2026 年度に事務組織の体制強化を実施することと併せて新しい人事所掌組織について検討します。
(15)	人事考課制度については 2025 年度から 2 年間、試行実施することとしたので、2027 年度からの本格実施に向けて制度の精査を行います。
(16)	2025 年度前期末に研修内容の点検、成果などを確認し、研修内容の精査を行います。

6. 勤務体制

(17)	「学校法人北星学園 事務職員（専任）の人事に関する基本方針」に基づいて引続き、勤務体制整備の検討を行います。
------	--

VII. 健全な財政基盤の確立に向けた取組み

1. 財政運営

(1)	中長期経営計画に基づき財政計画を更新します。特に、以下の 4 点に重点を置きます。 ①大学のリブランディングにともなう財政計画の検討 ②収入減少にともなう資金繰り計画の策定 ③中等教育部門の定員未充足への対応 ④通信教育の可能性の検討
-----	---

2. 内部留保

(2)	経常収支及び教育活動のキャッシュフローを改善します。
-----	----------------------------

3. 収入

(3)	収入の多様化について、以下の内容に取組みます。 ①物価等の社会情勢や他私学の動向を考慮し、適切な授業料等学費の検討を行います。 ②寄付方式の多様化によって収入を確保します。 ③同窓生からの寄付を拡充します(同窓会組織との連携、満足度の向上など)。 ④学園全体の資金繰りを考慮しながら、効率的な資産運用を行い、収益を確保します。 ⑤ICT 整備、環境整備などの補助金メニューを積極的に活用します。 ⑥科研費については、大学の教学マネジメントで検討します。 ⑦校舎貸出や遊休資産の活用により、収入を確保します。 ⑧札幌聖心跡地の活用方法を検討します。
-----	---

4. 支出

(4)	給与や手当などの額と、カリキュラムやクラス規模など運用面の見直しによって人件費を抑制します。
(5)	支出の適正化について、以下の内容に取り組めます。 ①教育の中長期計画に対応した予算配分の検討をします。 ②価格調査の徹底、必要性の点検、事業の縮小・撤退など、支出全般を見直します。 ③学生生徒募集経費や事務経費を抑制します。

以 上